



- ③ 無断で契約車以外の車を駐車しない。尚、契約車には甲指定の駐車証等を見やすい場所に必ず明示する。
- ④ 使用权の譲渡及び転貸は絶対に行ってはならない。

(契約の解除)

第 7 条

乙が、下記の各号のいずれかに該当した場合は、甲は本契約を解除することができる。

- ① 乙が本契約の条項の 1 つにでも違背した場合、または管理規則に違背した場合。
- ② 乙が使用料等その他関係諸費用の支払いを 1 ヶ月以上怠った場合、または度々遅延した場合。
- ③ 乙が駐車場の使用にあたり、実態に著しい変更があり、甲が不相当と認めたとき。
- ④ 契約書に虚偽の記載があった場合、またはその他不正な方法により駐車場を使用した場合。
- ⑤ その他上記以外の事由により、乙が甲との信頼関係を著しく損なわせた場合。

(免責事項)

第 8 条

乙の車両に対し、駐車場で他車等による事故が発生し、或いは、天災地変（天変地異、地震、風水害、落雷等）による損害ならびに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 9 条

乙が下記の各号のいずれかに該当した場合は、損害賠償の責めに任ずるものとする。尚、乙が損害賠償を支払わなかった場合は、敷金をもって弁済に充当することができるものとする。

- ① 使用者・運転者・同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場、またはその施設や駐車場内の他の自動車に損害を与えた場合。
- ② その他、本契約に定める義務を履行しないこと等により、甲に損害を与えた場合。

(不正駐車)

第 10 条

乙は、自らが契約した車室に他車が無断駐車している場合は、自らが警察に連絡をとり排除することとし、損害賠償等を甲に申し出ないこととする。

(料金改定)

第 11 条

甲は、経済情勢の変動、公租公課の増額、近傍類似駐車料金との比較、駐車場施設の変更及び契約内容等の変更等、本契約で定めた駐車料金が不相当となった場合は、契約期間中であっても 2 ヶ月前の予告期間をもってその額を改定することができるものとする。

(明渡し)

第 12 条

契約の解除、解約及び契約期間満了後、乙が無断で車を駐車している場合、乙は、駐車場使用料相当の損害金として 1 回につき 5 万円を甲に支払うこととし、速やかに駐車場より退室することとする。

(契約の解約)

第 13 条

甲もしくは乙の都合により本契約を解約する場合は、必ず 1 ヶ月前に相手方に通告し期間満了と同時に本契約は終了するものとし、乙は完全に駐車場を明渡しこととする。尚、土地所有者より駐車場用地の返還請求があり、これを甲が所有者に返還しなければならない場合、本項を適用せず、本契約は甲より解約の通知があったと同時に終了するものとする。

(敷金の返却)

第 14 条

甲は、乙が甲に対する金銭の支払義務すべての履行を終え、本件駐車場から退去した後、乙に対し残敷金を返却する。

(裁判所の指定)

第 15 条

本契約に関し、調停もしくは訴訟等が必要になった場合の申立及び提訴は、本駐車場

所在地を管轄とする簡易裁判所もしくは地方裁判所とする。

(信義則)

第 16 条 本契約は、甲乙双方誠実に履行するものとし、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

(機密の保持)

第 17 条 甲は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の機密を第三者に漏洩しないものとし、本契約終了後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- ① 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
  - ② 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
  - ③ 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
  - ④ 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
  - ⑤ 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
- 2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
  - 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - 4 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

上記契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙各自記名、捺印の上各 1 通を所持する。

平成●●年●●月●●日

貸主 (甲)	住所	東京都台東区上野 5-24-11 NTT 上野ビル
	氏名	株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パーク 代表取締役 井口 澄男 印

借主 (乙)	住所	
	氏名	印

## 駐車場管理規則

駐車場をご利用して頂く上で、「月極駐車場使用契約書」に付随し、駐車場の使用にあたりお客様にご利用して頂く為の基本的事項として本駐車場管理規則を定めておりますので、必ずお守り頂くよう宜しくお願い申し上げます。なお、規則違反により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

### 使用細則

1. 駐車場利用のお客様のご迷惑となります自動車・自動二輪車等の不法駐車は絶対に行わないで下さい。
2. 近隣居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・高音での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないで下さい。
3. 駐車の際には、必ず契約している車室番号に駐車してください。なお、駐車証のある駐車場をご利用のお客様につきましては、必ず駐車証を車外から見える場所に置いて下さい。
4. 自転車、自動二輪車、荷物等、契約車両以外のいかなるものについても、駐車場内（車室内外）に置かないで下さい。万一契約車両以外のものを発見した場合は弊社にて撤去及び処分の上、後日費用を請求いたします。
5. 車両の長さもしくは車両の幅が、車室の枠からはみ出す車両は駐車しないで下さい。
6. 弊社都合により駐車場所を移動して頂く場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
7. 契約書に記載の車種、ナンバープレート、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡下さい。
8. 乙は、積雪により契約車の入出庫に支障をきたす場合においては、自ら除雪作業を行うものとし、甲に対し、除雪作業やこれに係る費用を請求できない。
9. その他、ご利用にあたり他のお客様ならびに近隣居住者の方への迷惑行為については、一切行わないようお願い致します。

内容については以下の点にご注意ください。

- 駐車場の形態、場所及び契約台数等により実際と異なる場合がございます。
- 内容は予告なく変更となる場合がございます。
- ご契約の際には、実際の契約書類にて内容を再度ご確認ください。